

高知大学医学部附属病院次世代医療創造センター
臨床研究支援受託料金算定要領

平成26年 3月11日

病院長裁定

最終改正 平成27年 7月30日

高知大学医学部附属病院次世代医療創造センター臨床研究支援受託要領第4条第1項に係る料金の算定は、以下によるものとする。

*標準単価表

業務内容	単価（税別）
<p>コンサルティング費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学専門家 1,260,000円／人月 ・ セントラルデータマネージャー 1,050,000円／人月 ・ IT支援担当 840,000円／人月 ・ 生物統計家 1,260,000円／人月 ・ プロジェクトマネージャー 1,260,000円／人月 ・ 規制担当部門員 1,260,000円／人月 ・ モニター 1,260,000円／人月 	
<p>データセンター支援費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学専門家 1,260,000円／人月 ・ セントラルデータマネージャー 1,050,000円／人月 ・ IT支援担当 840,000円／人月 ・ 生物統計家 1,260,000円／人月 	
<p>臨床研究コーディネーター支援費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研究コーディネーター 735,000円／人月 	
<p>調整（中央）事務局支援費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトマネージャー 1,260,000円／人月 	
<p>モニタリング、監査支援費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニター 1,260,000円／人月 ・ 監査担当者 1,260,000円／人月 	
<p>検査、画像診断等</p> <p>① 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）の別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）及び別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第95号）により点数が定められているもの</p>	<p>点数×20円</p>
<p>② その他のもの</p>	<p>類似の検査・画像診断等の点数をもとに難易度等を考慮して、その都度算出する料金</p>

*1人月は1ヶ月1名フル稼働の場合

*算出基準

(1) 直接経費

- ① 人件費等 上記標準単価表による経費×人・月+消費税
※人・月は、症例数、期間、難易度等を考慮して、その都度算出する。
- ② 旅 費 当該支援に必要な旅行に要する経費（高知大学旅費規則による）
- ③ 備品費 当該支援に必要な機械器具の購入に要する経費（消費税込み）
- ④ 管理費 当該支援に必要な消耗品費、印刷費、通信費等
算出基準：(①+②+③+④) ×20%

(2) 間接経費 技術料、施設設備等の使用料・損料、その他

算出基準：直接経費の30%

※学内からの依頼で、既に間接経費を差し引いている経費を使用する場合は、間接経費は算定しない。

※「検査、画像診断等」の算出では、管理費及び間接経費は算定しない。

附則

この要領は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。